

香川県魚介類行商に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和3年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第19号**

香川県魚介類行商に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
 香川県魚介類行商に関する条例施行規則（平成15年香川県規則第72号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																																																		
<p style="text-align: center;">第1号様式（第2条、第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本産業規格A列4番）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%; text-align: center;">                 香 川 県 証 紙 欄                  （消印してはならない。）             </div> <p style="text-align: center;">魚介類行商登録（登録更新）申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県 保健所長 殿                  申請者 住 所                  氏 名                  （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p>魚介類行商の登録（登録の更新）を受けたいので、香川県魚介類行商に関する条例第3条第2項（第5条第2項において準用する同条例第3条第2項）の規定により申請します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:15%;">魚介類行商 を行おうと する者</td> <td style="width:15%;">住 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ふりがな 氏名又は名称 及び代表者の 氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電 話 番 号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">行商従事者</td> <td>住 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>魚介類行商の方法</td> <td>自動二輪車 原動機付自転車 自転車 手押し車 その他（</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">魚介類行商 に使用する 容器</td> <td>構 造</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>材 質</td> <td>個 数</td> <td colspan="2">個</td> </tr> <tr> <td colspan="5">魚介類行商を行う区域</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">魚介類行商 を行おうと する者の欠 格事項</td> <td>1 香川県魚介類行商に関する条例若しくは食品衛生法又はこれらに基づく処分を違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</td> <td colspan="3">有・無</td> </tr> <tr> <td>2 香川県魚介類行商に関する条例第11条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者</td> <td colspan="3">有・無</td> </tr> <tr> <td>3 香川県魚介類行商に関する条例第11条第1項の規定により魚介類行商の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</td> <td colspan="3">有・無</td> </tr> <tr> <td>4 魚介類行商を行うに当たって必要とされる食品衛生法第57条第1項の規定による届出をしていない者</td> <td colspan="3">有・無</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">注1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。                  2 「魚介類行商の方法」欄及び「魚介類行商を行おうとする者の欠格事項」欄は、該当するものを○で囲んでください。</p>	魚介類行商 を行おうと する者	住 所				ふりがな 氏名又は名称 及び代表者の 氏 名					電 話 番 号				行商従事者	住 所				氏 名				魚介類行商の方法	自動二輪車 原動機付自転車 自転車 手押し車 その他（				魚介類行商 に使用する 容器	構 造				材 質	個 数	個		魚介類行商を行う区域					魚介類行商 を行おうと する者の欠 格事項	1 香川県魚介類行商に関する条例若しくは食品衛生法又はこれらに基づく処分を違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	有・無			2 香川県魚介類行商に関する条例第11条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者	有・無			3 香川県魚介類行商に関する条例第11条第1項の規定により魚介類行商の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者	有・無			4 魚介類行商を行うに当たって必要とされる食品衛生法第57条第1項の規定による届出をしていない者	有・無			<p style="text-align: center;">第1号様式（第2条、第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本産業規格A列4番）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%; text-align: center;">                 香 川 県 証 紙 欄                  （消印してはならない。）             </div> <p style="text-align: center;">魚介類行商登録（登録更新）申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県 保健所長 殿                  申請者 住 所                  氏 名                  （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p>魚介類行商の登録（登録の更新）を受けたいので、香川県魚介類行商に関する条例第3条第2項（第5条第2項において準用する同条例第3条第2項）の規定により申請します。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td rowspan="2" style="width:15%;">魚介類行商 を行おうと する者</td> <td style="width:15%;">住 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ふりがな 氏名又は名称 及び代表者の 氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電 話 番 号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">行商従事者</td> <td>住 所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>魚介類行商の方法</td> <td>自動二輪車 原動機付自転車 自転車 手押し車 その他（</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">魚介類行商 に使用する 容器</td> <td>構 造</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>材 質</td> <td>個 数</td> <td colspan="2">個</td> </tr> <tr> <td colspan="5">魚介類行商を行う区域</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">魚介類行商 を行おうと する者の欠 格事項</td> <td>1 香川県魚介類行商に関する条例若しくは食品衛生法又はこれらに基づく処分を違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</td> <td colspan="3">有・無</td> </tr> <tr> <td>2 香川県魚介類行商に関する条例第11条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者</td> <td colspan="3">有・無</td> </tr> <tr> <td>3 香川県魚介類行商に関する条例第11条第1項の規定により魚介類行商の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</td> <td colspan="3">有・無</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">注1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。                  2 「魚介類行商の方法」欄及び「魚介類行商を行おうとする者の欠格事項」欄は、該当するものを○で囲んでください。</p>	魚介類行商 を行おうと する者	住 所				ふりがな 氏名又は名称 及び代表者の 氏 名					電 話 番 号				行商従事者	住 所				氏 名				魚介類行商の方法	自動二輪車 原動機付自転車 自転車 手押し車 その他（				魚介類行商 に使用する 容器	構 造				材 質	個 数	個		魚介類行商を行う区域					魚介類行商 を行おうと する者の欠 格事項	1 香川県魚介類行商に関する条例若しくは食品衛生法又はこれらに基づく処分を違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	有・無			2 香川県魚介類行商に関する条例第11条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者	有・無			3 香川県魚介類行商に関する条例第11条第1項の規定により魚介類行商の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者	有・無		
魚介類行商 を行おうと する者		住 所																																																																																																																	
	ふりがな 氏名又は名称 及び代表者の 氏 名																																																																																																																		
	電 話 番 号																																																																																																																		
行商従事者	住 所																																																																																																																		
	氏 名																																																																																																																		
魚介類行商の方法	自動二輪車 原動機付自転車 自転車 手押し車 その他（																																																																																																																		
魚介類行商 に使用する 容器	構 造																																																																																																																		
	材 質	個 数	個																																																																																																																
魚介類行商を行う区域																																																																																																																			
魚介類行商 を行おうと する者の欠 格事項	1 香川県魚介類行商に関する条例若しくは食品衛生法又はこれらに基づく処分を違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	有・無																																																																																																																	
	2 香川県魚介類行商に関する条例第11条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者	有・無																																																																																																																	
	3 香川県魚介類行商に関する条例第11条第1項の規定により魚介類行商の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者	有・無																																																																																																																	
	4 魚介類行商を行うに当たって必要とされる食品衛生法第57条第1項の規定による届出をしていない者	有・無																																																																																																																	
魚介類行商 を行おうと する者	住 所																																																																																																																		
	ふりがな 氏名又は名称 及び代表者の 氏 名																																																																																																																		
	電 話 番 号																																																																																																																		
行商従事者	住 所																																																																																																																		
	氏 名																																																																																																																		
魚介類行商の方法	自動二輪車 原動機付自転車 自転車 手押し車 その他（																																																																																																																		
魚介類行商 に使用する 容器	構 造																																																																																																																		
	材 質	個 数	個																																																																																																																
魚介類行商を行う区域																																																																																																																			
魚介類行商 を行おうと する者の欠 格事項	1 香川県魚介類行商に関する条例若しくは食品衛生法又はこれらに基づく処分を違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	有・無																																																																																																																	
	2 香川県魚介類行商に関する条例第11条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者	有・無																																																																																																																	
	3 香川県魚介類行商に関する条例第11条第1項の規定により魚介類行商の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者	有・無																																																																																																																	

附 則

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 改正前の第1号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。